

船舶事故調査報告書

令和6年8月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和5年11月14日 11時52分ごろ
発生場所	高知県宿毛市鵜来島南西方沖 鵜来島灯台から真方位232° 1.2海里付近 (概位 北緯32° 47.5′ 東経132° 28.7′)
事故の概要	遊漁船恋丸は、南西進中、また、プレジャーボートさち丸は、船首を北西方に向けて錨泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和5年11月30日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 恋丸、6.6トン K02-7258（漁船登録番号）、株式会社 Office Appreciate 第293-29507号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート さち丸、5トン未満（長さ8.21m） 282-14747高知、石崎建設株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷等 B 右舷中央部外板に亀裂、船橋構造物に圧壊等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客7人を乗せ、宿毛市沖ノ島周辺で遊漁した後、釣り客の釣果を上げようと鵜来島の南方に向けて移動を始めた。 船長Aは、鵜来島南西方沖に認めたB船ほか2隻と鵜来島の間での釣り場に到達後、操舵室右舷側の操縦席で魚群探知機により魚群を探索したが反応がなく、探索を続けながら微速力で南西進を始めた。 船長Aは、GPSプロッター及び魚群探知機の画面を見ながら南西進中、衝撃を感じて周囲を見たところ、A船の船首部とB船の右舷中央部とが衝突したことを認めた。 船長Aは、A船を後進させてB船と離れ、双方に負傷者がいないこと及び損傷状況を確認し、B船に伴走して宿毛市宿毛湾港に戻った。 船長Aは、釣り客に釣果を上げさせたい気持ちが強くなっていて、魚群探索に意識を集中したまま航行を続けてしまい、周囲をよく見ていなかったと本事故後に思った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、鵜来島南西方沖で船首を北西方

	<p>に向け、機関を停止して錨泊し、船長Bが後部甲板で椅子に腰を掛けて船尾方を向き、釣りを行っていた。</p> <p>船長Bは、沖ノ島の方から移動してきたA船が、B船に向かって南西進してくるのを認めたが、係船場所が同じA船を見知っていて、前部甲板に人の姿が見え、微速力であったのでB船に何か用事があると思い、いずれ停船すると思い込んだ。</p> <p>船長Bは、時折A船に目を向けながら釣りを続けていたが、A船が約20～30mまで接近しても速力を落とさないのが衝突の危険を感じ、付近の構造物で体を支えて衝突に備えながらA船に向けて大声を出したが、B船とA船とが衝突した。</p> <p>船長Bは、A船がB船から離れた後、B船の損傷状況を確認して自力航行で宿毛湾港に戻り、本事故の発生を知人を通じて海上保安署へ通報した。</p> <p>B船には、汽笛の設備はなく、有効な音響による信号を行うことができる手段として笛を備えていた。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、南西進中、船長Aが、釣り客に釣果を上げさせたい気持ちが強く、魚群探索に意識を集中したまま航行を続け、継続的に周囲の見張りをしなかったことから、B船に向かっていることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、船首を北西方に向けて錨泊中、船長Bが、B船に向かってくるA船を認めたが、A船がいずれ停船すると思い込み、漂泊を続けたことから、衝突を避ける措置を採る時機を逸し、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、係船場所が同じA船を見知っていて、前部甲板に人の姿が見え、微速力であったことから、B船に何か用事があると思い、A船がいずれ停船すると思い込んだものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が南西進中、B船が船首を北西方に向けて錨泊中、船長Aが、魚群探索に意識を集中したまま航行を続け、継続的に周囲の見張りをしなかったため、また、船長Bが、B船に向かってくるA船を認めたが、A船がいずれ停船すると思い込み、漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、航行中、魚群探索に意識を集中することなく、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・船長は、錨泊中、自船に向かって接近する他船を認めたときには、接近中の他船が停船すると思い込まず、余裕のある時機に注意喚起を行い、機関を始動して移動するなど、衝突を避けるための措置を採ること。

付図1 事故発生経過概略図

